

「直接販売企業による直接販売活動への従事の管理を強化することに係る問題に関する商務部の通知」

2006年8月8日

日本貿易振興機構（ジェトロ） 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

直接販売企業による直接販売活動への従事の管理を強化することに係る問題
に関する商務部の通知

(商建発[2006]115号、2006年8月8日)

注) 邦文は仮訳です。ご利用の際は上述タイトルをクリックして中文原文を参照願います

「直販管理条例」(以下「条例」と称する)及び「マルチ商法禁止条例」の執行を通して、直販行為を規律化させ、消費者権益と社会公共利益を守るため、ここに直販活動に従事する直販企業の管理強化に関する通知を公布する。

一. 直販経営企業は、直販経営許可の申請時に、直販を実施するサービス拠点計画を提示しなければならない。サービス拠点が所在する区/県級(含む県級、以下同様)以上の商務主管部門は、「条例」及び商務部の関連規定に基づいてサービス拠点計画を審査し、許可する場合は、省級商務主管部門に書面による認可状を発行する。省級商務主管部門は、商務部に企業の申請資料を転送する際に、サービス拠点計画が「条例」及び関連規定に合致する旨の確認書を発行する。

二. 直販経営許可を取得した直販企業(以下「直販企業」と称す)は、批准文書下達後6ヶ月以内にサービス拠点計画に従ったサービス拠点を設立しなければならない。関係する省(自治区・直轄市)の商務主管部門は、サービス拠点所在地の区・県商務主管部門と共同で当該省(自治区、直轄市)のサービス拠点を審査し、更に、全省(自治区、直轄市)の審査結果を一括して商務部に報告・登録する。直販企業は、審査と報告・登録の完了前に直販活動を始めてはならない。

三. 直販企業は「条例」及び関係規定に従って直販研修訓練を行う。直販研修と直販活動を始める前に、商務部が直販企業管理情報システムで公告した後に、直販訓練人員を公募し、直販研修人員名簿を商務部に登録した後に直販研修を開始する。若し、直販企業に違反行為があった場合、直販経営許可を一時的に停止させ、違反行為が重大な場合、商務部は当該直販経営許可証を取消す。

四. 直販企業の研修生は「条例」及び関係規定に従い直販研修に従事する。若し、違反行為があった場合は、商務部は当該研修生の登録資格を取消し、企業は直販研修省証を回収し、当該研修生を研修活動に従事させてはならない。違反行為が重大な場合、商務部は当

該企業の直販経営許可証を取消す。

五. 直販経営許可を申請する過程で、若し民事訴訟（仲裁）下にある場合、司法（仲裁）機関の審理結果が株権、資産、保証金に変化をもたらす懸念があり、納付済み保証金が司法機関により凍結された恐れがある。商務部は企業の直販経営許可申請の受理を中止する。

六. 直販企業が無断で保証金を使用した場合や、規定に従った保険金の調整をしなかった場合、また、納付済み保証金が司法機関により凍結された場合、直販経営許可を一時的に停止し、告知後の改善を行わない場合、商務部は当該直販経営許可証を取消す。

七. 直販企業は、「条例」及び関係規定に従って、真実で且つ正確で完全な関係情報を社会公衆に公開し、同時に商務部・工商総局に報告・登録する。直販企業が誇大広告を行ったり消費者を誘導するような行為を禁止する。若し、違反行為があった場合、直販経営許可を一時的に停止し、告知後の改善を行わない場合、商務部は当該直販経営許可証を取消す。

八. 直販企業の投資者、株権、登録資本、直販員報酬計算制度、市場計画報告書等の事項に変更がある場合、「条例」の規定に合致しなければならず、商務部に報告して批准を受ける。直販経営条件に合致しなくなる場合、商務部は当該直販経営許可証を取消す。

商務部

二〇〇六年八月八日